

ご旅行条件書 本書には、海外クルーズ乗船券などの販売に際して、当社とお客様との間で締結する手配旅行契約に関する重要事項が記載されていますので、必ずご一読頂きますようお願いいたします。（この書面は、「旅行業法」第12条の4に定めるところの「取引条件の説明書面」及び同法第12条の5に定めるところの「契約書面の一部」となります。また、この書面は、「標準旅行業約款<手配旅行契約の部>」に準じて作成しています。）

○お申込み条件

1. 18歳未満の方は、保護者の同行または同意書の提出が必要です。
2. 70歳以上の方、妊産婦の方および現在健康を損なうか身体のご不自由な方で特別の配慮を必要とする方は、その旨をお申込み時にお申し出ください。なお、この場合、医師の診断書をご提出していただく場合がございます。また、状況に応じて介助者や同伴者の同行を条件とさせていただく場合があります。

○旅行契約の成立、契約責任者

1. 当社は、電子メール・お電話・その他の通信手段により、旅行契約の申込みを受付けます。
2. 当社が契約の締結を承諾し、手配が完了した時点で、旅行契約が成立するものとします。また、万が一、お申込金または旅行代金の全額が、期日までにご入金をいただけない場合には、ご予約を取り消す場合があります。
3. 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者の手配を行う場合、その責任ある代表者を契約責任者と定め、当社と旅行者の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなします。

◆旅行代金のお支払い方法

1. お申込後、7日以内に（クルーズごとに設定）記載のお申込金を当社指定の銀行口座にお振込ください。お申込金は旅行代金もしくは取消料の一部に充当します。
2. 請求書記載の期日までに、お申込金を差し引いた旅行代金の残額を当社指定の銀行口座へお振込ください。なお、ご旅行のお申し込みが所定の期日を過ぎている場合は、お申込時に旅行代金の全額をお振り込みください。（**いずれの場合も振込手数料はご本人様負担となります。**）

◆旅行代金の内容

旅行代金とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金をいいます。

◆旅行代金の変更（当社による変更）

1. 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。
2. 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。

●確定書面・クルーズ乗船券のお受け取り

出発の1週間前までに、ご旅行の確定書面及びクルーズ乗船などをお送りします。

●取消及び変更

1. 当社は、お客様からの**お取消のご連絡は電子メール**等書面が残る通信手段により承りますが、当社の営業時間（月～金、09：00～17：00）外に取消のご連絡を受けた場合は、翌営業日を通知日といたしますので、ご注意ください。
2. お客様のご都合により、お取り消しになる場合、及び、旅行代金が所定の期日までに入金なく当社が取り消した場合、（別表）記載の取消料を申し受けます。
3. 取消の通知前に、クルーズ乗船券などのクーポンをお受け取り済みの場合、必ず未使用の状態で、当社までご返却く

ださい。ご返却いただけない場合は、代金の全額を申し受けますのでご注意ください。また、発券後の取消にあたっては、別途取消手数料が必要となる場合があります。

4. 当社は、お客様から旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更するよう求めがあった場合は、可能な限り応じます。
5. 前項の場合において、旅行契約の内容の変更によって生じる、運送・宿泊機関に支払うべき変更手数料、旅行代金の増額または減額はお客様に帰属するものとします。
6. ただし、クルーズについては、クルーズ会社が個別に定める販売条件により、変更を認めない場合が多くなっております。そのような場合は、変更が出来ないため、一旦、取り消した後、改めてお申込まいただくことが必要となりますので、ご注意ください。

△パスポート（旅券）およびビザ（査証）について

1. 当社は、パスポート（旅券）の手続代行サービスは行っておりませんので、必ずお客様ご自身にて、渡航先により異なる残存有効期間をご確認の上、旅行期間中有効なパスポートをご用意ください。
2. 渡航先によりビザ（査証）が必要な場合がありますが、原則として、ビザの必要の有無の確認および取得はお客様ご自身にて行ってください。

△契約内容の確認

お客様が申し込まれた旅行契約の内容については、当社が交付する各種書面およびクルーズ乗船券、その他のクーポンに記載された内容をご利用前に必ずお客様ご自身でも確認されるようお願いいたします。

△海外旅行傷害保険加入のおすすめ

当社がお客様との間に締結する手配旅行契約は、企画旅行契約と異なり、ご旅行中に被られた損害について当社から補償金や見舞金をお支払いする特別補償規定はございませんので、万一の事故やトラブルに備えて海外旅行傷害保険に加入されることをおすすめします。

△その他

旅行条件の詳しい内容及び旅行業約款については、当社まで、お問合せください。

△当社の責任

当社は、クルーズ運航会社などの運送機関や宿泊機関のサービス提供に関して、代理媒介するものであり、当社自身はそれらの機関のサービス提供責任者ではありません。

当社は、運送・宿泊機関及びこれらの従業員等第三者の故意又は過失による損害に関しては一切責任を負いません。（各機関が定める約款が適用されます。）

当社は、運送・宿泊機関の予約、取消、その他運送・宿泊機関の責任に期すべき事由による受託手荷物、現金、有価証券、重要書類、撮影済みフィルム、その他の貴重品等の紛失、又、天候、ストライキ、暴動、戦争、疫病、食中毒、あるいは他の事由に起因するすべての損害あるいは追加料金に関しての一切の責任を負いません。また、当社が必要と判断した場合、当社は運送・宿泊機関のサービスの変更、あるいは取消をする権利を有します。

ADM有限会社 クルーズジャパントラベル

兵庫県知事登録旅行業第3-601号 〒651-1321 兵庫県神戸市北区有野台3丁目13-5

TEL : 078-945-7003 E-MAIL : adm@cruisejapan.com